

競技者に関する別途規程

(財) 全国高等学校体育連盟

平成 20 年 3 月 3 日 制定

中央競技団体には、プロ扱いの競技者の登録を区別している中央競技団体と、これを区別していない競技団体がある。

この現状を踏まえ、財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、前者については中央競技団体の取り扱いに従うものとし、後者については条件が整備されるまでの間、競技者の不利益とならないよう配慮するために、本別途規程を設ける。

- 1 プロ扱い競技者とは、企業等と契約を交わし、競技に関係して金品の授受がある者を言う。
- 2 各競技専門部は、プロ扱い競技者が本連盟主催の大会に参加しようとする場合は、選手登録に際し、次の事項について指導すること。
 - (1) 本連盟「競技者及び指導規程」の趣旨を尊重するとともに、本別途規程の内容を確認し、関係企業等にも周知徹底すること。
 - (2) 全国高等学校総合体育大会等本連盟主催の大会に参加しようとする場合、以下の項目を確認のうえ申請し、許可を得ること。
 - ア 都道府県予選大会（これに付随する各予選大会を含む）より参加するものとする。
 - イ 大会日程およびタイムテーブルの配慮はしない。
 - ウ 全国高等学校総合体育大会等本連盟主催の大会参加に関して、宣伝活動を行ったり金品の授受があってはならない。
 - エ 大会（予選を含む）には、学校対抗の選手として参加を許可するものであり、ユニホーム等は所属校のものを着用しなければならない。
 - オ 本人の氏名・写真、競技実績等への広告への掲載、テレビ広告等への出演は、本連盟がスポーツ振興上有益であると認めた場合は許可する。
- 3 本別途規程が適用される協議専門部は、本連盟「競技者及び指導者規程」を尊重し、中央競技団体と、プロ扱い競技者の登録を区別する等選手登録について条件整備を行うものとする。
- 4 本別途規程に違反する行為があった場合は、「競技者及び指導者規程」第 7 条（罰則）を準用する。